

## 母子健康手帳の交付を受ける方へ



### 母子健康手帳交付時に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました

マイナンバー制度の導入により、妊娠届出書に妊婦さんご自身の個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。

届け出の際に、個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認を行います。

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康管理に必要なものです。出生届や予防接種、健康診査を受ける際にも必要になります。

医療機関で妊娠が確認（出産予定日が確定）できた方は、妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。

#### ○ 個人番号利用の目的について

母子保健法施行規則に基づき収集・管理を行い、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、訪問指導、保健指導の母子保健法に基づく事業の事務において利用します。

また収集された個人番号は災害時に救助の必要な方を把握する際に利用します。



#### ◆ 妊娠届出時に次のものをご持参ください。

妊婦さんご自身が届出をする場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関が発行した妊娠届出書 *1</li><li>・個人番号カードまたは通知カード（緑色の紙）あるいは個人番号が記載された住民票</li><li>・顔写真つきの身分証明書 例）運転免許証・個人番号カード・パスポート 等</li></ul> ※ 顔写真なしの身分証明書の場合は2種類必要です。 例）健康保険証・年金手帳・学生証 等
妊婦さん以外が届出をする場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関が発行した妊娠届出書 *1</li><li>・委任状（妊婦さんご本人の署名、押印が必要です）</li><li>・妊婦本人の個人番号カードまたは通知カード（緑色の紙）コピー可 あるいは個人番号が記載された住民票</li><li>・代理人の身分が確認できる書類 例）運転免許証・個人番号カード・パスポート 等</li></ul> ※ 顔写真なしの身分証明書の場合は2種類必要です。 例）健康保険証・年金手帳・学生証 等

\*上記のものがそろわない場合は、お問い合わせください。

\*妊婦本人の届出が原則となっていますが、体調不良やお仕事の都合によりご本人がお越しになることが難しい場合は、委任状を提出していただくと、ご家族の方でも届出ができます。

\*1 医療機関で妊娠届出書が発行されないまたは妊娠証明書のみの方は、妊娠届出書をダウンロードし、ご記入の上ご持参ください。

母子健康手帳交付場所にも置いてありますので、来所時にお伝えください。

妊娠届出書には、妊娠週数、出産予定日、妊娠の診断を受けた医療機関名、医師名を記入していただきますので、分かるようにしておいてください。

◆ 妊娠の届出及び母子健康手帳交付場所

届出及び交付場所	住 所	時 間
子育て世代包括支援センター オハナ Ohana	大字土居1325番地1	月曜日から金曜日 8時30分～17時15分 土曜日・日曜日・祝日を除く

- ✿ 母子健康手帳や書類等についての説明や妊娠中の過ごし方について保健師がお話しますので、時間に余裕をもってお越しください。

お問い合わせ先

健康増進課 子育て世代包括支援センターOhana TEL 0820-73-5511